



千葉県市川市の行政書士 <http://hoshikawa.gyosei.or.jp>

行政書士リバースター法務事務所

いつでもお気軽にご相談下

さい！ [hoshikawa@gyosei.or.jp](mailto:hoshikawa@gyosei.or.jp)

〒272-0033 千葉県市川市市川南 1-

10-1 ザタワーズウエスト 2414

TEL 047-322-5239

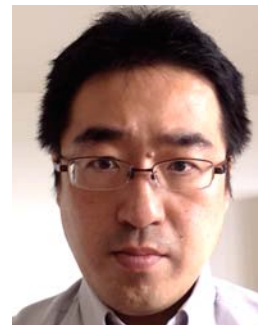
## 事務所通信・スターダスト 2014年7月

この事務所通信は当事務所のお客様および名刺交換をさせていただいた皆様にお送りさせていただいております

### 1 通信送付のご挨拶

猛暑の候、貴社ますますご発展のほどお喜び申し上げます。サッカーブラジルワールドカップ開催の真っ最中です。遡ること14年、ブラジルを訪れたことを思い出しますが、当時とはブラジルの景色はかなり変わったと感じます。2020年東京オリンピックの頃には、東京、市川も様子が大きく変わっているのでしょうか。想像が付きません。経済発展とともに、私が行政書士として多くの方々のお役に立てるよう一層努力をしていきたいと思っています。

行政書士リバースター法務事務所 代表 星川 清房



### 2 近況のお知らせ

#### (1) 千葉県行政書士会の市民電話相談を担当しました



6月10日、午前10時から午後3時まで、千葉県行政書士会事務局（千葉市中央区）において市民のための電話相談の相談員を務めました。この相談は月に1回、千葉県行政書士会が行っているものです。当日は、2人の相談員対応で合計6件の電話相談をお受けしました。内容は、外国人ビザに関するもの、相続・遺言に関するもの、書類作成に関するものなどでした。今後も千葉県民をはじめ市民のために役に立てるように相談会に積極的に参加していきたいと思っています。

#### (2) 連載コラムを開始しました

当事務所代表は、6月よりグローバル・テクノロジー・デザイン株式会社（クリエイティブ事業、人材エージェント事業、サーバ・ネットワーク事業を展開）のFacebook ページにおいて「クリエイターのためのリーガルコラム」の執筆を開始しました。隔週でクリエイターのために役立つ法律に関するあれこれを連載していくことになります。

これまでの業務経験や知識をコラム上に記すことにより、多くのファンを作れたらと思っています。自分の知識の整理にもなる良い機会を与えていただいた関係者の方には心より御礼申し上げます。今後ともよろしく願いいたします。また、ご覧になったら「いいね！」のクリックをお願いいたします。

#### (3) 行政書士法が改正されました！！

20日、国や地方自治体の行政処分に対する不服申し立て手続きの代理業務を行政書士も請け負えるようにする改正行政書士法（議員立法）が、参院本会議にて全会一致で可決、成立しました。現在、不服申し立ての代理業務を行う権限は弁護士等に限られ、行政書士には認められていませんでした。



グローバル・テクノロジー・デザイン  
堀内 浩一さんの投稿 [?] · 6月16日 · 編集済み

【クリエイターのためのリーガルコラム①】

はじめまして。私はGTDが運営するフリーランスネットワーク「GAZA」に所属している行政書士の星川清房と申します。

「行政書士」何する者？ 会社の設立から営業の許可申請、契約書、相続・遺言、著作権、外国人ビザまで様々な場面で法律に関するご相談をうけております。

私と「GAZA」との関わりですが、12年ほど前にフリーでクリエイター（Flashアニメを作っていました）をしていた頃、デジタルハリウッドが開発していたインキュベーションセンター「ハリスト」で、現在「GAZA」を主宰されている堀内さんと出会ったところから、お付き合いさせていただいています。

時は流れ、ふとしたきっかけから一念発起し、法律に関する仕事へと転身しました。クリエイターだった私が、クリエイターのみならずに関わる起業、著作権など権利関係、トラブル対処などなど、興味深く実用的な様々...

改正法では、専門知識を学ぶ研修を受けることなどを条件に（特定行政書士として）、行政書士にも代理権を付与されることになりました。

### 3 業務インフォメーション

1) **各種許認可の有効期限は大丈夫でしょうか。許認可事項の変更届の届出代行もいたします**  
年度末も3ヶ月も過ぎ、決算業務、総会も終わり、ほぼ落ち着いたころでしょうか。

御社の現在取得している許認可の期限は、目前に迫っていませんか。書類作成代行だけでなく、申請・届出のみの代行も承っておりますので、ご確認の上、御用命ください。決算期前後は許可期限に近いものが多いことがあります。許可書等をご確認ください。また、建設業等で決算変更届の提出が必要な会社様の届出も迅速に対応いたします。

2) **電子定款の作成をお受けしております**

当事務所では、電子定款など書類の電子署名をし、印紙税（4万円）の節約をさせていただくサービスを行っております。電子署名はソフトウェアの導入、システムの設定もご自分でする場合はとても面倒です。会社設立の定款作成、定款認証を当事務所ではリーズナブルな価格で行っています。ご相談承っております。

3) **車庫証明・自動車登録ならお任せ下さい！**

当事務所は、車庫証明・自動車登録（変更、移転）などの自動車関連手続き業務を多数行っております。

この4月にお引越などをして、まだ自動車の登録の変更をしていないなんてありませんか？

登録に必要な車庫証明から自動車の登録変更、名義変更、ナンバープレートの交換、出張封印（千葉県内）などを迅速に、リーズナブル価格で対応いたします。通常では、平日2日以上かかってしまう作業です。信頼できる行政書士に是非ともお任せください。



4) **外国人ビザならお任せ下さい！**

当事務所では、毎年数多くの入国管理局に関する書類の作成及び申請代行を行っております。メインに行っているのは、就労ビザです。御社で外国人の社員を雇いたい方のビザ取得サポートを行っています。

国際化社会になったとはいえ、まだまだ外国人を社員に採用する中小企業は少ないです。その理由はビザ取得の複雑さ、難しさがあります。お客様である経営者の方、外国人と対話しながら、ビザ取得、採用までのサポートを行います。

就労ビザ以外に、永住権の取得、帰化のサポート、国際結婚など身分系のビザのサポートも行っています。

建設分野で技能実習生制度を拡充した受け入れ拡大を検討している模様です。今後の起業経営戦略の一つとして外国人の活用をご検討している方を是非ご紹介ください。



気になったらすぐにお電話を 047-322-5239